

学 校 監 査

監査対象 清水区（小学校30校、中学校16校）

監査期間 令和2年9月11日～令和3年1月5日

学校監査では、市立小学校及び市立中学校における学校長の権限に係る事務の執行及び学校施設の管理状況等について、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴き取り、現地調査を行いました。

監査の結果、10件の指摘と15件の指導を行いました。

★主な指摘事項

薬品類の管理状況（理科薬品）

学校教育課長及び教育センター所長の発した通知によれば、理科薬品の点検及び管理に当たっては、毒物・劇物使用管理簿を別冊として作成することが求められていますが、毒物・劇物として扱うべき薬品が存在しているにもかかわらず、その状況の記録を別冊につづることなく、一般薬品の管理記録と合わせて一冊の簿冊で管理していました。

なお、上記通知では、薬品使用管理簿と毒物・劇物使用管理簿との関係が判然としないばかりか、仕切紙により区切れれば同一簿冊内で両者を編てつすることも認められるとする取扱いの実態があり、毒物・劇物使用管理簿を別冊として作成することが徹底されない背景となっているものと考えられます。

【清水入江小学校、清水高部小学校】

理科薬品の毒物及び劇物は、その管理状況を毒物・劇物使用管理簿に記録することとされていますが、劇物薬品であるクロロホルム及び水酸化バリウムが、一般薬品使用管理簿にて記録されていました。

【清水庵原中学校】

薬品類の管理状況（農薬）

農薬を使用した場合は、農薬取締法等により、使用年月日、場所及び使用量等を記録することとなっていますが、殺虫剤1種類について、農薬使用管理簿が作成されていませんでした。

【清水第六中学校】